



チーム I  
中川 忠則 議員

### 問 一なぜ繰り返すのか不祥事

Q 飲酒運転は、どの程度指導をすれば、善良なる管理者の注意義務を果たしたことになるのか。

A 学校での掃除中の事故の判例で、教員は、掃除時間に1回指導していれば、注意義務は免れると聞いている。公務員としての自覚を持って行動するよう訓示を適宜行っている。

Q 管理職の責任について

①勤務時間中と

②勤務時間外とで善良なる管理職の注意義務の責任は、どのように違いがあるのか。

A ①勤務時間中は、部下が職務に密接に関係する非行行為をした場合、管理不適正などの責任が生じる。②勤務時間外は、明確な規定がないが、指導や防止の措置など考慮する必要があると考えている。

Q 学校での事故の判例に準じると、時間外の事故は注意喚起をしておけば善良なる管理者の注意義務を果たしたことになるのか。

A さらに注意喚起に努めたい。

### 問 使用料の見直しについて

Q 70歳以上と身体障がい者の減免はないのか。

A 老人会や身体障がい者団体が使用する場合、減免規定を設けている。

### 問 外国語専門学校について

Q 英語を身に着ける専門学校を作ったらどうか。島原市から他市の高校へのくらい通っているのか。

A 2割が市外に通学している。1学年90人程度である。

### 問 ふるさと納税について

Q 1万円寄付を受けたら、経費を差し引くと幾ら残るか。

A 3千円から4千円残る。

Q 事務業務を市外の業者に委託したのはなぜか。

A 現在は島原市に支店を構え、5人地元雇用をしている。



バラの会  
楠 晋典 議員

### 問 消防団員の出勤体制について

Q 消防団員の現状は。

A 24分団あり、定数639名に対し実数631名で充足率は98・7%で県内1位。団員の平均年齢は32・1歳で県内で最も若い。被用者の団員割合は57%で362名、うち51名が市職員。

Q 火災発生の際、出勤できない事例はあったか。

A 出勤できないとの報告はないが、少ない人数でも現場に行き、他の分団と協力して活動している。

Q 緊急出勤している人は自営業の人が多く、負担が偏りがちであるため、被用者団員の出勤なくしてはこれからの十分な活動は困難になってくる。対策はどうか。

A 建設工事入札時の格付基準ポイントを団員の在籍人数に応じて付与する制度、団員が在籍している事業

所の消防団協力事業所表示制度を導入している。

Q 職種の偏重もあり、効果的ではないと思う。法人事業税等の減免措置が先進県では行われている。市としてもすぐに始められるのが最も効果的だと思うがどうか。

A 以前からも県に問い合わせているが、財源が確保できず、現在調整をしているとの回答を得ている。

Q 予算がかからない対策として、糸魚川市のように団員の事業所、被用者団員の事業所の広告を広報に無料掲載するなどできないか。

A 今、広報への広告掲載を有料ですることを始めている。島原鉄道など公益性のある事業所は無料掲載すべきではないかとの意見もあり、今後、地域貢献や公益性を判断基準として検討し、十分可能性はあると思う。

### 【その他質問項目】

- ◇雨水対策について
- ◇交通機関利用助成事業について
- ◇現庁舎にある物の再利用について